

平成29年大川市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月8日(水)

開 会 午前9時30分～午前10時5分閉会

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(15人)

会 長 16番 田中 博文

第1副会長 11番 吉川 康則

第2副会長 3番 辻 律子

委 員 1番 梅崎 隆利 2番 野口 至米子 4番 宮原 晶彦

5番 石橋 増隆 6番 河野 洋一 7番 古賀 博美

8番 古賀 林允 9番 龍 靖男 12番 植木 幸治

13番 古川 敬次郎 14番 志牟田 文彦 15番 佐藤 操

4. 欠席委員(1人)

10番 眞崎 直満

5. 付議議題

議案第7号 農地法第3条許可申請について

議案第8号 農地法第5条許可申請について

議案第9号 下限面積(別段の面積)の設定について

議案第10号 農地移動適正化あっせんの申出について

議案第11号 大川市農用地利用集積計画について

報告第3号 農地法第18条第6項通知について

6. 事務局

局長 柿添 量之、 次長 宮崎 隆三、 主任主事 高良 崇史

7. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから平成29年第3回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員16名中、15名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

事務局 それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 これより、「平成29年第3回大川市農業委員会総会」を開会いたします。
それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は挙手をし、議長

の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第7号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番から4番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

それでは、議案第7号農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。議案書の1～2ページをご覧ください。1番は、兄弟への売買により取得するもので、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。2番は、親族への贈与により取得するもので、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。3番は、農業廃止で売買により取得するもので、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。4番も、農業廃止で売買により取得するもので、譲受人は、機械、労働力、技術、通作距離など問題はありません。また、農業委員会が定める別段面積を超えており、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしており、問題ないと考えます。以上です。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

1番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、2番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

2番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長

挙手全員であります。

よって、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、3番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

3番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、3番は申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、4番についてご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長

ほかにご意見等なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

4番の許可申請については、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長

挙手全員であります。

よって、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

以上で、議案第7号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第8号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局

それでは、議案第8号農地法第5条の許可申請についてご説明いたします。

議案書の3～4ページをご覧ください。1番は、農振地域内でおおむね10haの広がり、第1種農地であるが集落に接続しております。転用目的は、一般住宅を建設するものであります。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。2番は、都市計画法に規定する用途地域内で、第3種農地であります。転用目的は、倉庫を建設するものです。立地基準及び一般基準ともに満たしており、転用妥当と思われます。以上です。

議 長

職員の議案の朗読及び説明が終了しました。

それでは、1番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

辻委員

行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明どおり、問題ないものと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
 1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いし
 ます。

 (全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
 よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
 それでは、2 番について、地元委員さん補足説明ございませんか。

古賀(林)委員 行政書士さんより連絡があり、現地確認しましたところ、事務局の説明ど
 おり、問題ないものと思われれます。ファミリー農園があるが、話し合いが済ん
 でいるとのことで、よろしくご審議のほどお願いします。
 次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

 (「なし」という者あり)

議 長 ほかにご意見等なしと認めます。
 ただいまから採決いたします。
 2 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いし
 ます。

 (全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。
 よって、2 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。
 以上で、議案第 8 号農地法第 5 条の許可申請についての審議を終わりました。
 次に、議案第 9 号下限面積(別段の面積)の設定についてを議題といたします。
 平成 21 年 12 月農地法の改正が施行され、農業委員会が下限面積を設定でき
 ることになりました。また、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必
 要性について審議することになっておりますので、ご審議をお願いします。

 職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第 9 号下限面積(別段の面積)の設定についてご説明いたします。
 議案書の 5～6 ページをご覧ください。農家台帳により、地区別、全体の経営農
 地面積別農家数割合を算出したところ、6 ページの表に記載しているように、管
 内の農家で、40a 未満の農地を耕作している農家が全農家数の 4 割を下らない
 ため、来年度の下限面積の設定について、変更は行わないことを提案します。
 以上です。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
 本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。
 (「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第9号下限面積（別段の面積）の設定について、大川市全域40aとすることに賛成の委員の挙手を願います。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第9号下限面積（別段の面積）の設定については、40aとすることに決定しました。

次に、議案第10号農地移動適正化あっせんの申し出についてを議題といたします。

1番から2番について、審議をお願いいたします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第10号農地移動適正化あっせんの申し出についてご説明いたします。

議案書の7～8ページをご覧ください。1番は、利用権設定で貸してありましたが、今回個人の農家に売買するものです。農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。2番も同じく利用権設定で貸してありましたが、今回個人の農家に売買するものです。農用地であり、あっせんにより売買をするものであります。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

1番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

（「意見なし」という者あり）

議 長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（全員挙手する）

議 長 挙手全員であります。

よって、1番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

1番について、あっせん委員に、野口至米子委員、河野洋一委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、1番については、野口至米子委員、河野洋一委員に決しました。

次に、2番について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「意見なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

2番について、あっせんすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。

よって、2番については、あっせんすることに決しました。

ただいまから、あっせん委員の指名を行います。

2番について、あっせん委員に、梅崎隆利委員、古賀博美委員を指名いたします。

ただいま、指名いたしましたあっせん委員にご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしましたあっせん委員について、2番については、梅崎隆利委員、古賀博美委員に決しました。

以上で、議案第10号農地移動適正化あっせんの申し出についての審議を終わりました。

次に、議案第11号大川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により当委員会の決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第11号大川市農用地利用集積計画についてご説明いたします。

議案書の9～10ページをご覧ください。大川市長より平成29年2月27日付けで農地利用集積計画の決定を求められています。所有権移転2件であります。

1番の譲受人は認定農業者で、反当り約57万円です。2番の譲受人は苺農家であり、反当り150万円です。以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上です。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。

本件について、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

ご意見等なしと認めます。

これで、審議を終わります。

ただいまから、採決いたします。

議案第11号大川市農用地利用集積計画について、賛成の委員の挙手を願います。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号大川市農用地利用計画集積計画については、計画のとおり決定されることに賛成の意見を付することに決しました。

次に、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてを議題といたします。

職員に報告の朗読および説明をいたさせます。

事務局 報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の通知についてご報告いたします。

議案書の 11 ページをご覧ください。

5 件の届出があっております。中間管理事業に関する合意解約が 4 件で、利用権設定の合意解約が 1 件で、解約理由は売買 3 件・本人耕作 2 件でございます。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

ほかに、ご質疑等なしと認めます。以上で、報告第 3 号を終わります。

以上で、審議を終わりました。

つぎに、署名委員を指名いたします。

6 番 河野 洋一 委員

7 番 古賀 博美 委員

を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

ご異議なしと認めます。

議 長 よって、左様決しました。

以上で、第 3 回大川市農業委員会総会を閉会いたします。